

II 保健・給食

1 学校保健

学校保健を推進し、児童・生徒の健康の保持増進を図ることは、心身ともに健康な国民の育成を期して行う教育の目的達成に大きな役割を果たし、あらゆる教育活動の基礎を培うものです。

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童・生徒の健康にも多様な影響を与えています。肥満やアレルギー疾患、生活習慣病の若年齢化、心身症等の疾病が注目されていることは、その現れといえます。

目黒区では、児童・生徒の健康保持に努め、健康診断の実施とともに健康教育を推進することで、さらに積極的な健康づくりに取り組んでいます。

(1) 健康診断

児童・生徒の健康の保持・増進を図るためには、健康状態を正しく把握して、適切な指導・管理を行うことが必要です。このため、小・中学校では定期的に健康診断を実施しています。

平成 28 年度から「四肢の状態」が健康診断の必須項目に加わったため、四肢の状態を検査する「運動器検診」を実施しています。

学校保健統計調査（令和元年度定期健康診断疾病異常集計表）

項目	区分	小学校							中学校				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
在籍者数	男	868	894	946	880	808	850	5,246	467	487	467	1,421	
	女	813	746	776	770	733	685	4,523	415	384	427	1,226	
受診者数	男	868	890	943	876	796	841	5,214	457	466	446	1,369	
	女	809	741	770	769	726	679	4,494	402	369	408	1,179	
栄養状態	①栄養不良	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		女	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
	②肥満傾向	男	2	1	2	6	7	6	24	0	2	0	2
		女	2	2	2	2	5	2	15	0	2	0	2
脊柱胸部 四肢	疾病・異常者数	男	18	24	12	27	16	42	139	8	8	8	24
		女	9	22	14	12	18	37	112	5	4	10	19
	①脊柱側弯症・ 脊柱異常	男	17	20	11	22	14	36	120	2	2	1	5
		女	7	20	12	10	17	37	103	4	0	1	5
	②胸郭異常	男	0	0	0	0	0	4	4	2	2	4	8
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5
	③四肢異常	男	1	5	3	5	3	4	21	4	4	3	11
		女	2	3	2	2	1	1	11	1	2	6	9
視力	①裸眼視力測定者 (②～⑤の合計)	男	861	880	922	841	765	778	5,047	404	410	388	1,202
		女	802	733	764	733	686	629	4,347	348	299	314	961
	②1.0 以上	男	608	595	570	488	422	397	3,080	202	181	149	532
		女	567	486	434	374	296	253	2,410	138	100	105	343
	③1.0 未満 0.7 以上	男	159	141	133	114	81	76	704	45	51	56	152
		女	157	113	112	93	94	60	629	57	40	26	123
	④0.7 未満 0.3 以上	男	81	93	135	139	129	137	714	74	78	75	227
		女	68	89	126	151	132	131	697	66	64	59	189
	⑤0.3 未満	男	13	51	84	100	133	168	549	83	100	108	291
		女	10	45	92	115	164	185	611	87	95	124	306
	⑥裸眼視力測定者のうち 眼鏡・コンタクトレンズ装用者	男	32	33	69	89	118	181	522	63	67	79	209
		女	24	29	74	102	153	179	561	67	71	95	233
	⑦眼鏡・コンタクトレンズ装用 のため矯正視力のみ測定者	男	3	8	17	32	33	64	157	56	57	66	179
		女	7	7	7	37	42	52	152	57	70	100	227

項目		区分	小 学 校							中 学 校			
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
眼疾患	疾病・異常者数	男	116	120	95	77	89	98	595	31	37	32	100
		女	89	100	75	65	75	72	476	32	20	20	72
	①感染性眼疾患	男	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②アレルギー性眼疾患	男	94	104	80	60	73	73	484	24	31	26	81
		女	73	77	61	58	59	59	387	26	14	18	58
③その他の眼疾患	男	26	21	20	21	17	29	134	10	7	8	25	
	女	18	24	17	12	16	17	104	9	6	6	21	
聴 力	難聴	男	15	4	6	—	2	—	27	0	—	3	3
		女	8	8	3	—	3	—	22	0	—	2	2
耳鼻咽喉疾患	① 耳疾患	男	123	97	91	101	90	95	597	78	53	60	191
		女	110	98	78	77	64	50	477	42	24	22	88
	② 鼻・副鼻腔疾患	男	230	223	266	239	240	245	1,443	104	113	102	319
		女	189	131	164	144	157	133	918	84	66	87	237
	ア アレルギー性鼻疾患	男	169	168	206	202	208	215	1,168	92	100	89	281
		女	128	96	129	115	138	118	724	75	57	83	215
	イ その他の鼻・副鼻腔疾患	男	79	63	69	42	36	37	326	18	16	14	48
		女	67	38	39	31	23	18	216	10	9	8	27
③ 口腔咽喉頭疾患	男	5	5	5	6	4	3	28	8	3	5	16	
	女	9	3	0	4	0	0	16	8	1	3	12	
皮膚疾患	① 感染性皮膚疾患	男	4	2	0	1	0	0	7	0	0	0	0
		女	3	2	0	0	0	1	6	0	0	0	0
	②アレルギー性皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎)	男	58	78	45	63	56	52	352	22	21	18	61
		女	49	46	46	45	57	36	279	21	10	18	49
	③アレルギー性皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎以外)	男	13	13	3	4	4	4	41	0	0	0	0
		女	17	12	3	4	4	6	46	0	0	0	0
	④ その他の皮膚疾患	男	0	1	0	1	0	2	4	0	0	0	0
		女	2	0	2	1	1	2	8	0	0	0	0
結 核	① 結核患者	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 精密検査対象者	男	10	3	3	1	5	4	26	1	0	0	1
		女	10	5	3	2	2	1	23	1	0	2	3
心 臓	① 心臓疾患	男	21	4	9	8	5	2	49	11	5	0	16
		女	11	6	9	4	3	2	35	9	2	2	13
	② 心電図異常	男	21	—	—	—	—	—	21	8	—	—	8
		女	11	—	—	—	—	—	11	5	—	—	5
検 尿	① 尿蛋白検出	男	0	0	2	0	1	5	8	10	14	14	38
		女	2	1	2	2	3	12	22	8	1	3	12
	② 尿糖検出	男	0	0	0	1	1	0	2	0	2	2	4
		女	0	1	0	1	1	0	3	1	1	0	2
その他	① 気管支喘息	男	43	50	28	27	22	22	192	19	11	16	46
		女	36	33	15	31	21	21	157	8	12	10	30
	② 腎臓疾患	男	0	2	0	0	2	0	4	1	1	1	3
		女	1	0	1	0	2	1	5	0	0	0	0
	③ 言語障害	男	9	3	3	1	3	2	21	0	0	2	2
		女	2	2	3	0	1	1	9	1	0	0	1
	④ その他の疾病・異常	男	11	2	1	4	7	2	27	3	3	5	11
		女	6	9	6	1	2	2	26	1	2	3	6

項目	区分	小学校							中学校						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計			
歯科	①歯科受診者数		男	867	886	939	872	792	837	5,193	458	456	446	1,360	
			女	810	734	773	768	724	674	4,483	404	365	383	1,152	
	②う歯・要観察歯	乳歯又は永久歯	ア 処置完了者	男	139	168	217	229	135	138	1,026	55	46	35	136
			イ 未処置歯のある者	男	85	128	126	102	81	63	585	27	38	39	104
		ウ 要観察歯のある者	男	65	51	71	62	62	88	399	53	61	64	178	
			女	44	51	54	54	51	75	329	73	86	108	267	
		エ 永久歯のう歯経験者		男	16	35	56	50	68	96	321	68	77	73	218
				女	12	36	54	50	74	106	332	91	84	100	275
	③歯肉の状態	ア 歯周疾患	男	1	1	4	7	7	16	36	18	15	15	48	
		イ 歯周疾患要観察者	男	9	26	62	60	79	87	323	89	77	71	237	
			女	9	16	33	34	48	35	175	67	57	48	172	
	④歯列・咬合の異常		男	13	20	19	29	29	23	133	16	17	11	44	
			女	18	20	36	31	37	28	170	13	29	32	74	
	⑤顎関節の異常		男	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
	⑥歯垢の状態		男	3	6	14	12	20	29	84	22	23	22	67	
			女	4	2	8	5	10	10	39	8	8	23	39	
	⑦その他の歯・口腔の疾病・異常		男	9	4	4	2	5	1	25	0	3	0	3	
			女	7	3	2	2	3	0	17	3	3	1	7	
	⑧永久歯のう歯の内容	ア 未処置歯数(D)		男	—	—	—	—	—	41	41	34	—	—	34
女				—	—	—	—	—	60	60	87	—	—	87	
イ う歯による喪失歯数(M)		男	—	—	—	—	—	0	0	20	—	—	20		
		女	—	—	—	—	—	0	0	25	—	—	25		
ウ 処置歯数(F)		男	—	—	—	—	—	122	122	103	—	—	103		
		女	—	—	—	—	—	125	125	108	—	—	108		

(2) 児童・生徒の体位

本区の児童・生徒の体位については、身長において、男子、女子ともにすべての学年で国平均を上回っています。体重については、男子は小学2年生、5年生、を除外して国平均を下回っています。女子は小学5年生、中学2年生、3年生を除いて国平均を下回っています。

なお、座高の計測は健康診断の必須項目ではなくなったため、平成28年度から廃止しました。

児童・生徒の平均体位の比較

(令和元年7月)

学校	学年	性別	身長 (cm)			体重 (kg)		
			区	都	国	区	都	国
小学校	1年	男	116.8	117.0	116.5	21.3	21.6	21.4
		女	115.9	116.1	115.6	20.7	21.0	20.9
	2年	男	123.5	123.2	122.6	24.2	24.5	24.2
		女	121.8	121.8	121.4	23.2	23.4	23.5
	3年	男	128.9	128.6	128.1	27.0	27.4	27.3
		女	127.9	127.6	127.3	26.3	26.5	26.5
	4年	男	134.3	133.9	133.5	30.3	30.6	30.7
		女	133.5	133.4	133.4	29.2	29.8	30.0
	5年	男	139.6	139.8	139.0	34.4	34.9	34.4
		女	140.9	140.6	140.2	34.2	34.3	34.2
	6年	男	145.8	145.6	145.2	38.5	38.9	38.7
		女	147.5	146.9	146.6	38.6	38.7	39.0

学校	学年	性別	身長 (cm)			体重 (kg)		
			区	都	国	区	都	国
中学校	1年	男	153.6	153.3	152.8	43.9	44.1	44.2
		女	152.0	152.0	151.9	43.2	43.2	43.8
	2年	男	161.0	160.5	160.0	48.6	49.8	49.2
		女	154.9	155.6	154.8	47.6	47.2	47.3
	3年	男	166.0	165.9	165.4	54.0	54.6	54.1
		女	158.0	156.9	156.5	51.0	49.9	50.1

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校、幼稚園及びこども園の管理下で発生した災害（事故）について、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」がその保護者に対して一定の基準に基づき医療費等の給付を行うことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする共済制度が設けられています。本区では、全児童・生徒並びに幼児が加入し、加入に要する共済掛金は全額公費負担しています。

学校管理下における災害発生件数及び支給額

	幼稚園・こども園	小学校	中学校	合計
加入者数	239	9,749	2,638	12,626
発生件数	7	503	200	710
支給額(円)	87,088	5,513,958	2,321,122	7,922,168

災害発生の状況

区分	幼稚園・こども園		小学校		中学校		
	件数	%	件数	%	件数	%	
災害発生状況	各教科等	-	-	185	36.8	76	38.0
	特別教育活動	-	-	55	10.9	1	0.5
	学校行事	-	-	24	4.8	21	10.5
	課外指導	-	-	3	0.6	61	30.5
	休憩時間	-	-	218	43.3	41	20.5
	通学中	-	-	18	3.6	0	0.0
	保育中	6	85.7	-	-	-	-
	通園中等	1	14.3	-	-	-	-
計	7	100.0	503	100.0	200	100.0	

けが等の種類

区分	幼稚園・こども園		小学校		中学校		
	件数	%	件数	%	件数	%	
けがの種類	骨折	2	28.5	149	29.6	49	24.5
	捻挫	1	14.3	86	17.0	41	20.5
	脱臼	0	0.0	13	2.6	2	1.0
	挫傷・打撲	1	14.3	159	31.6	66	33.0
	靭帯損傷・断裂	1	14.3	20	4.0	15	7.5
	挫創	1	14.3	34	6.8	4	2.0
	切創・刺創	1	14.3	5	1.0	0	0.0
	裂創	0	0.0	3	0.6	0	0.0
	擦過傷	0	0.0	7	1.4	1	0.5
	歯牙破折	0	0.0	4	0.8	2	1.0
	その他	0	0.0	3	0.6	1	0.5
疾病の種類	食中毒	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	20	4.0	19	9.5
計	7	100.0	503	100.0	200	100.0	

(4) 学校環境衛生検査

学校環境衛生の基準に基づき、各小中学校、幼稚園及びこども園において、下記の環境衛生検査を行っています。結果に基づき指導し良好な状態を保つようにしています。

- ・各小中学校、幼稚園及びこども園による日常検査
飲料水水質検査、水泳プールの水質検査等
- ・各小中学校、幼稚園及びこども園薬剤師による定期検査
水泳プールの水質等検査（使用期間中4回程度）、室内の照度・粉塵・二酸化炭素の検査（年1回冬）、ダニ又はダニアレルゲン検査（年1回夏）
- ・専門業者による定期検査
水泳プール水総トリハロメタン検査（平成14年度から年1回）、水泳プールろ過装置処理水濁度検査（平成15年度から年1回）、ホルムアルデヒド及びトルエンの室内空気環境検査（年1回）、飲料水水質検査（年1回秋）

2 学校給食

学校給食は、教育活動の一環として、児童・生徒の基本的な生活習慣の形成や、社会性を身につけさせ、豊かな人間関係の育成を図ることをねらいとして実施しています。

平成17年6月には「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため食育基本法が制定されました。

学校給食における「食」に関する指導がますます重要になる中、「学校における食育指針」（平成27年3月改定）を基に、これまでの食育の取組状況を改めて確認しながら、食に関する指導や学校給食の食事内容の充実を図っていきます。

(1) 食事内容

食事内容については、次のような点に配慮して献立作成を行いました。

- ア 1人1回当たりの学校給食摂取基準は、「目黒区児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」に基づき行う。
- イ 学校給食摂取基準を満たし、多様な食品を組み合わせた献立にするため、「目黒区学校給食の標準食品構成」に基づき行う。
- ウ 主食の配分は20日間を1サイクルとし、米飯14回、パン3回、麺3回とする。
- エ 学校における給食指導の目標や指導方法を踏まえた献立作成を行う。
- オ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立作成を行う。
- カ 食文化に対する関心や理解を深めることができるよう、地場産物（都内産の農畜水産物など）を取り入れた献立、行事食、各地の郷土食等の献立を取り入れる。
- キ 手作りの味を大切にし、調理済食品や化学調味料を使用しない。
- ク 食材の安全を確保するため、不必要な食品添加物が添加された食品や鮮度、品質等の判別が困難な加工食品は使用しない。
- ケ 放射性物質への対応として、児童・生徒が安心して食べることができるよう、できる限り内部被ばくを軽減することを前提に食材を選定する。

学校給食摂取基準（児童・生徒1人1回当たり）

区 分	小 学 校			中学校
	低学年(6～7歳)	中学年(8～9歳)	高学年(10～11)	
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食摂取エネルギー全体の13～20%			
脂 質(%)	学校給食摂取エネルギー全体の25～30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2未満	2未満	2.5未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
鉄(mg)	2.5	3	4	4
ビタミンA(μgRE)	170	200	240	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	30
食物繊維(g)	4以上	5以上	5以上	6.5以上
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
亜鉛(mg)	2	2	2	3

この摂取基準は、国が全国的な平均値を示したものを、区の基準として採用したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態等に十分配慮し、弾力的に運用した。

(2) 学校給食の指導

給食指導については、「学校における食育指針」に基づき、次のような点を目標に指導を行うとともに、交流給食や試食会、招待給食等を実施しました。

- ア 栄養のバランスのとれた食事を通して、正しい食習慣を身につけさせるとともに、生涯の健康づくりを培う観点から、他の関連する教科との連携を図りながら、望ましい食習慣や食生活について指導を行う。
- イ 準備、会食、後片付けを通して協力、協調の精神や社会性を養うとともに、好ましい人間関係を育てるため、グループ給食等の会食形態やランチルーム等を活用した他学級・他学年との交流給食等、明るく和やかな食事の場づくりを工夫する。
- ウ 学校と家庭・地域と連携した食育の推進のために、試食会や地域の方を招いての招待給食等を実施する。

(3) 学校給食費

学校給食法では、学校給食に必要な施設・設備費や人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食費として、保護者の負担としています。ただし、牛乳については、国による助成措置が行われました。

給食の平均実施回数は、小学校で182回、中学校で177回となっています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業により、例年より回数が少なくなっています。

学校標準給食費

区 分	小 学 校			中 学 校
	低学年	中学年	高学年	
1食単価	247円	267円	289円	333円

(4) 特別給食

子どもたちが伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や各地の郷土料理、国際理解を深めるための世界の料理などを取り入れた特別給食を実施しています。

目黒区では、特別給食にかかる経費の一部を補助しています。

(5) 学校給食の安全

腸管出血性大腸菌O-157 やサルモネラ等の食中毒や事故を防止し、安全で衛生的な給食を実施するため、次のような対策を行いました。

ア 調理手順や作業動線が複雑となる献立の組み合わせは避ける。

イ 調理は加熱を原則とし、中心温度計を用い75℃1分間以上（カキ、アサリなどの二枚貝は85～90℃90秒間以上）の加熱を確認する。

ウ 野菜については加熱処理を原則とする。トマトときゅうりは、洗浄、湯通し等を行い供食する。ただし、適切な温度管理のできる施設においては生食しても良い。

エ 果物については生食を可能とするが、流水で3回洗浄し、洗浄後は素手では取り扱わない。

オ 和えものやサラダについては、適切な温度管理ができない場合は行わない。

カ 食材の納入時には、品質、鮮度、品温、異物の混入等について確認を行う。

キ 調理従事者に腸内細菌検査（腸管出血性大腸菌O-157を含む）を年24回実施するとともに、「衛生管理チェックリスト-日常点検票-」により日々の衛生管理の確認を行う。

ク 栄養教諭・栄養職員に、衛生管理に関する情報提供を行い、理解を深め、意識の向上を図る。

(6) 給食備品の整備

給食室の大型備品については、保守点検結果等に基づき、毎年、入替えを行っています。令和元年度は次の備品を整備しました。

備 品	小 学 校	中 学 校
回転釜	油面小学校、烏森小学校、 五本木小学校、月光原小学校	第一中学校、第七中学校、 第八中学校
スチームコンベクションオーブン	東根小学校	—
熱風消毒保管庫・殺菌庫	大岡山小学校、向原小学校、 宮前小学校	東山中学校
冷蔵庫等	烏森小学校、向原小学校、 鷹番小学校、駒場小学校	第七中学校、第八中学校 第十一中学校
食器洗浄機	—	—
炊飯器	鷹番小学校	第一中学校、東山中学校

(7) 給食調理業務委託

学校給食調理業務の効率的運営を図るため、給食調理業務を委託しています。

委託内容は、調理業務とそれに付随する配缶、運搬、食器具の洗浄等の業務です。献立の作成及び食材の購入は各学校の栄養教諭・栄養職員が行います。

3 健康教育の推進

児童・生徒一人ひとりの健康課題の改善、健康の保持増進、体力の向上を図るため、学校と教育委員会が連携して取組を進めています。また、めぐろ学校サポートセンターで行っていた健康教育推進事業を平成27年度からは学校運営課で行い、学校健康トレーナーを所属変更したことにより事業の連携を図りました。

健康課題のある児童への対応として、学校健康トレーナーの全小学校への派遣、参加を希望する児童を対象とした「めぐろ元気あっぷ教室」の開催、健康・栄養相談を実施しました。また、すべての児童・生徒への対応として、学校歯科医会との連携により、給食後の歯磨き運動の取組みを推進したほか、「めぐろ子どもスポーツ健康手帳」を区立小学校の全児童に配布し、リーフレット「健康の保持増進・体力向上のために」を区立中学校の全生徒に配布しました。

さらに、平成26年度に改定した「学校における食育指針」に基づき、食育を推進したほか、平成28年3月に発行した「食育実践事例集」を通して、家庭や地域、学校が連携した食育の推進に努めました。

また、令和2年3月に「学校における食育指針」を「学校（園）における食育指針」として改定しました。令和2年4月からこの指針をもとに食育を進めていきます。

(1) 学校健康トレーナーの全小学校への派遣

学校健康トレーナー（6人）を区立全小学校へ定期的に派遣し、肥満や体力不足などの健康課題の改善に向けて運動支援や運動観察などの活動を延べ21,044件（対象児童1,023人）行いました。また、教職員と連携して、相談・指導（運動プログラムや生活改善プログラムの提供等）を実施しました。

保護者との面談件数

相談内容	肥満	体力不足	やせ	その他	合計
件数	8	8	0	0	16

(2) 健康相談・栄養相談

学校健康トレーナーが、児童の健康上の課題等について相談に応じています。また、食育推進指導員（管理栄養士）が児童・生徒の食生活に係る課題等について、相談に応じています。

(3) めぐる元気あっぷ教室・夏季水中運動教室の開催

めぐろ学校サポートセンター、八雲小学校体育館及び碑小学校体育館において、小学生を対象に楽しみながら運動し肥満解消や体力づくりを行う「めぐろ元気あっぷ教室」を3期（延べ133回）実施しました。また、夏季休業期間に五本木小学校プールで「夏季水中運動教室」を延べ3日間実施しました。

めぐろ元気あっぷ教室の実施状況（延べ人数）

会場・コース			参加者
1期	めぐろ学校サポートセンター	水曜 A	66人
		水曜 B	138人
		土曜午前 A	118人
		土曜午前 B	133人
		土曜午後	62人
	八雲小学校	水曜 A	35人
		水曜 B	87人
	碑小学校	土曜午前 A	159人
		土曜午前 B	92人
	夏季水中運動教室	五本木小学校プール	3日間(8/7~9) 午前
2期	めぐろ学校サポートセンター	水曜 A	119人
		水曜 B	129人
		土曜午前 A	179人
		土曜午前 B	124人
		土曜午後	79人
	八雲小学校	水曜 A	73人
		水曜 B	64人
	碑小学校	土曜午前 A	150人
		土曜午前 B	81人
	3期	めぐろ学校サポートセンター	水曜 A
水曜 B			121人
土曜午前 A			153人
土曜午前 B			130人
土曜午後			86人
八雲小学校		水曜 A	77人
		水曜 B	53人
碑小学校		土曜午前 A	181人
		土曜午前 B	131人